

## 開示請求の対応は「適切に対応している」!? 対応も不誠実！回答も不誠実！

11月25日、関西支社は「申」第10号（「個人情報保護法」違反となる行為に対する抗議について）に対して回答を行いました。「開示請求に対して会社として適切に対応しており問題ない」と回答しました。開示請求に対する対応と同じく、全く以て認めることができない不誠実な回答を行ってきました。

### 会社の一連の対応のどこが適切なのか！

サービックに出向している組合員が、勤務実績の開示請求を関西支社に対して行いました。通常は1ヶ月もかからない回答書が、1ヶ月半も要して送られてきました。送られてきた回答書は、表題が「出向者勤務実績表」となっていて、「勤務時間コード」「勤務時間名」「勤務種別」の欄は「出向」のみの記載でした。組合員が確認したところ、「出向者の勤務実績は出向となる」「東海会社としてはこれしかない」という不誠実な回答でした。

組合員は、出向先のサービックに対しても「勤務実績表」を請求しました。しかし、サービックの回答は「JRで請求してくれ」というものでした。

組合員は会社の不誠実な対応に対して苦情申告を行いました。

その後、会社から当初は提供できないとなっていた「勤務実績整理表（事務関係で使用するもの）」が、会社の保有個人データにあったとして、新たに開示請求する旨の要請がありました。しかし、「勤務実績整理表」は「勤務実績」ではないため、組合員は「個人情報保護法」違反にあたる抗議をして、新たに開示請求を行うことを拒否しました。同時に地本は「申」第10号として申し入れました。

そうすると、会社から新たに開示請求をすることなしに「勤務実績整理表」を送ってきました。そして、サービックからも「勤務実績表」が提供されました。

以上のように、最終的にはサービックから「勤務実績表」が提供されました。しかし、会社の対応について「おかしい」と声をあげなければ、当初の「出向」のみの「出向者勤務実績表」で終わっていました。

会社は、この一連の不誠実な対応について、謝罪をしないどころか「適切に対応している」とこれまた不誠実な回答をしています。これからも、おかしいことに対しては「おかしい」と声をあげていきましょう！